

短期入所生活介護事業所 上土幌すずらん荘 短期入所利用料金表 (概算)

1割負担者様用

併設型短期入所生活介護費(Ⅱ) (多床室)

(単位=円)

	負担段階	介護保険対象 (1割ご負担)				介護保険外 (全額ご負担)			1日合計 (3食食べた場合のおよその金額) (①+②+③)	利用日合計 (1日合計×利用日数)
		基本料金	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	対象合計	①	滞在費	食費1食	食費負担上限		
要支援1 支給限度基準単位 5,032	第1段階					0	朝食 303円	300	814	
	第2段階					370	朝食 303円 昼食 622円	600	1,484	
	第3段階①	446	18	464	39	370	朝食 303円 昼食 622円 夕食 520円	1,000	1,884	
	第3段階②					370	朝食 303円 昼食 622円 夕食 520円	1,300	2,184	
	第4段階					855	朝食 303円 昼食 622円 夕食 520円	1,445	2,814	
要支援2 支給限度基準単位 10,531	第1段階					0	朝食 303円	300	935	
	第2段階					370	朝食 303円 昼食 622円	600	1,605	
	第3段階①	555	18	573	48	370	朝食 303円 昼食 622円 夕食 520円	1,000	2,005	
	第3段階②					370	朝食 303円 昼食 622円 夕食 520円	1,300	2,305	
	第4段階					855	朝食 303円 昼食 622円 夕食 520円	1,445	2,935	
要介護1 支給限度基準単位 16,765	第1段階					0	朝食 303円	300	980	
	第2段階					370	朝食 303円 昼食 622円	600	1,650	
	第3段階①	596	18	614	51	370	朝食 303円 昼食 622円 夕食 520円	1,000	2,050	
	第3段階②					370	朝食 303円 昼食 622円 夕食 520円	1,300	2,350	
	第4段階					855	朝食 303円 昼食 622円 夕食 520円	1,445	2,980	
要介護2 支給限度基準単位 19,705	第1段階					0	朝食 303円	300	1,056	
	第2段階					370	朝食 303円 昼食 622円	600	1,726	
	第3段階①	665	18	683	57	370	朝食 303円 昼食 622円 夕食 520円	1,000	2,126	
	第3段階②					370	朝食 303円 昼食 622円 夕食 520円	1,300	2,426	
	第4段階					855	朝食 303円 昼食 622円 夕食 520円	1,445	3,056	
要介護3 支給限度基準単位 27,048	第1段階					0	朝食 303円	300	1,136	
	第2段階					370	朝食 303円 昼食 622円	600	1,806	
	第3段階①	737	18	755	63	370	朝食 303円 昼食 622円 夕食 520円	1,000	2,206	
	第3段階②					370	朝食 303円 昼食 622円 夕食 520円	1,300	2,506	
	第4段階					855	朝食 303円 昼食 622円 夕食 520円	1,445	3,136	
要介護4 支給限度基準単位 30,938	第1段階					0	朝食 303円	300	1,212	
	第2段階					370	朝食 303円 昼食 622円	600	1,882	
	第3段階①	806	18	824	69	370	朝食 303円 昼食 622円 夕食 520円	1,000	2,282	
	第3段階②					370	朝食 303円 昼食 622円 夕食 520円	1,300	2,582	
	第4段階					855	朝食 303円 昼食 622円 夕食 520円	1,445	3,212	
要介護5 支給限度基準単位 36,217	第1段階					0	朝食 303円	300	1,288	
	第2段階					370	朝食 303円 昼食 622円	600	1,958	
	第3段階①	874	18	892	75	370	朝食 303円 昼食 622円 夕食 520円	1,000	2,358	
	第3段階②					370	朝食 303円 昼食 622円 夕食 520円	1,300	2,658	
	第4段階					855	朝食 303円 昼食 622円 夕食 520円	1,445	3,288	

注: 「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」は介護保険対象合計額の1月分の料  
金に、それぞれ「8.3%」「2.3%」の加算を行うためと、令和3年4~9月新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として基本報酬に「0.1%」上乗せするため実際の  
1カ月の利用料金は上記の表とはわずかに異なります。

その他の加算額 一例 (該当時にのみ発生いたします)

送迎加算	片道 184円
------	---------

注: その他、様々な加算があります。該当時に個別にご連絡いたします。

介護保険負担限度額認定

(食費についてはその方の属している世帯の所得等によって負担軽減策が設けられています。)

- 第1段階 =生活保護受給者、市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者
- 第2段階 =市町村民税非課税世帯で年間80万円以下の所得階層
- 第3段階①=市町村民税非課税世帯で年間80万円超120万円以下の所得階層
- 第3段階②=市町村民税非課税世帯で年間120万円超の所得階層
- 第4段階 =上記のいずれにも該当しない方

\*負担段階の認定は市町村により行われます。詳細につきましては市町村窓口へ御相談ください

本表は令和3年8月1日現在のもです。今後も加算体制の変更により料金が変更する場合があります。